

TECSAM Inc.

有限会社 テクサム

〒582-0005 大阪府柏原市清州 1-4-9-601

TEL: 0729-73-4020 FAX: 0729-73-4032

<http://www.tecsam.co.jp/>

2020年7月1日

お客様 各位

MPF 社取扱い製品ご購入時の再輸出国確認のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。

6月29日の米国再輸出規制（EAR）改正に伴い、MPF 社より中国・ロシア・ベネズエラ三国のいずれかに MPF 社取り扱い製品を再輸出する場合は最終使用者及び最終用途を必ず申告するよう通達がございました。

そのため、6月29日以降にお見積り依頼・ご注文頂く当該製品につきましては、上記三国へ再輸出されるかどうか必ずご確認の上、再輸出される場合は必ず弊社までご連絡下さい。お客様が中間業者の場合も、必ずエンドユーザー様にご確認をお願い致します。お客様にはご不便をおかけしますが、何卒ご事情ご賢察の上、ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※MPF 社取り扱い製品は全て、EAR における規制対象品(2B999-K)に該当します（2020年7月現在）。

対象製品：

弊社 Web サイト（画面左「取扱製品カテゴリー」参照）：「電流導入端子」「ビューイングポート」「超高真空・高真空ハーメチックコネクタ」「超高真空・高真空用コネクタ」「超高真空・高真空用電線」「超高真空・高真空用アクセサリ」「超高真空・高真空用直線・回転導入機」「超高真空・高真空用光ファイバーフィードスルー」

弊社カタログ冊子：『超高真空用ビューイングポート&電流導入端子（緑表紙）』掲載の全製品

『ハーメチック・フィードスルー&コネクタ(青表紙)』掲載の「超高真空用直線・回転導入機」「光ファイバーフィードスルー」

再輸出国確認の流れ：

まず、ご購入前にお客様にて当該製品が上記三国のいずれかに最終的に再輸出されるかどうかを必ずご確認下さい。

再輸出される場合はまず弊社までご連絡下さい。所定の用紙をお送りしますので、そちらに「最終用途」「最終使用者」「中間業者(存在する場合)」をご記入の上、ご提出をお願い致します。MPF 社にて確認の結果ご購入頂けない場合がございます。何卒ご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、お預かりした情報は米国再輸出規制(EAR) 15 CFR 744.21 に伴う MPF 社からの要請に基づいて MPF 社にのみ開示するものであり、それ以外の目的で使用することは一切ございません。

本件についてご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

敬具